

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	C	担当課	水産課
法令名	漁業法	根拠条項	23-1	不利益処分の種類	適格性の喪失による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し	
<p>○漁業法 (昭和24年法律第267号) (適格性の喪失等による取消し)</p> <p>第23条 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が第18条第1項各号 (第5号を除く。) に掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。</p> <p>2 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第17条第4項の規定により漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなつた場合</p> <p>(2) 第18条第1項第5号に掲げる者に該当することとなつた場合</p> <p>3 前2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(漁獲割当割合の設定を行わない場合)</p> <p>第18条 前条第1項の規定により申請した者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定を行つてはならない。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)</p> <p>(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(5) その申請に係る漁業を営むに足る経理的基礎を有しない者</p> <p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>						